

団地再生専門家バンク設置・登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ニュータウン再生コーディネーター派遣事業実施要領第8条の規定に基づき、同要領第3条第2項に規定する団地再生専門家バンクの設置等に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 県は、郊外の住宅団地再生に関する専門家（以下「団地再生専門家」という。）の情報を把握し、これらの専門家との協力体制を整えるため、団地再生専門家バンク（以下「専門家バンク」という。）を設置する。

(団地再生専門家)

第3条 団地再生専門家は、団地再生についての専門知識及び地域住民や民間事業者等が行うまちづくり活動への支援に関する実績を有する者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 地域再生、都市計画等の学識経験者
- (2) 技術士（建設部門（都市及び地方計画）に限る。）、一般社団法人建設コンサルタンツ協会において登録を受けた RCCM（都市計画及び地方計画部門に限る。）、一級建築士、土地区画整理士、一般社団法人再開発コーディネーター協会において登録を受けた再開発プランナー等団地再生に関する専門的な資格を有する者
- (3) 前2号に掲げる者と同等の知見を有するものとして県が認める者

(登録)

第4条 県は、専門家バンクに団地再生専門家又は団地再生専門家が所属する法人（以下「団地再生専門家法人」という。）を登録するものとする。

- 2 前項の規定による登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、団地再生専門家バンク登録申請書（様式第1号の1又は2）を県に提出するものとする。
- 3 県は、前条の規定に基づき登録希望者を専門家バンクに登録すべきものと認めたときは、速やかに登録希望者に登録通知書（様式第2号）を送付するものとする。
- 4 前2項の規定は、変更の登録について準用する。

(登録の活用)

第5条 専門家バンクは、次に掲げる事業に活用する。

- (1) ニュータウン再生コーディネーター派遣事業
- (2) その他郊外の団地再生に関して県が必要と認める事業

- 2 専門家バンクに記載している情報は、前項に掲げる事業以外の目的に利用してはならない。

(登録期間)

第6条 登録期間は、登録した日から3年間とする。

- 2 登録の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）は、団地再生専門家バンク登録更新申請書（様式第3号の1又は2）を県に提出するものとする。
- 3 県は、登録の更新を認めたときは、更新通知書（様式第4号）を当該更新希望者に送付するものとする。

(登録の取消し)

第7条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、団地再生専門家の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項に規定する登録の更新をしなかったとき。
 - (2) 団地再生専門家が第5条第1項の事業の実施に関して、事業の趣旨に反する行為を行ったと認められたとき。
 - (3) 団地再生専門家としての適格性を欠くものと県が認めたとき。
- 2 団地再生専門家法人の場合にあっては、県は、当該法人が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。
- (1) 前条第2項に規定する登録の更新をしなかったとき。
 - (2) 所属する団地再生専門家が前項第2号又は第3号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 県又は関係市町の業務入札参加資格者登録が取り消されたとき。

附 則

この要領は、平成28年5月30日から施行する。

この要領は、令和3年1月1日から施行する。